

USPTO がソフトウェア関連発明に関する最近の CAFC 判例に鑑み
審査官が学ぶべき事項に関する通達 (memorandum) を公表

2016年11月21日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

Alice 事件後の判例である *Enfish* 事件と *TLI* 事件との差異は、特許適格性の理解に決定的な役割を果たす可能性があります。なぜなら、上記差異は、非常に多くのソフトウェア関連／コンピュータ関連発明が特許適格性を有するか否かを判断するための道標として利用し得るからです。

Enfish 事件は、コンピュータ関連技術に対する改良が、ソフトウェアであろうとハードウェアであろうとに関係なく、それ自体で且つ独りでの、抽象的概念に係るものではないという考えを支持しています。これに対し、*TLI* 事件は、一般的なコンピュータ技術を使用して手順を実行しているだけであり、それゆえ、クレーム発明に特許性を付与するものではないことを再確認しています。

その後、*McRO* 事件と *BASCOM* 事件とにおいて、CAFC がソフトウェア関連発明に関し判決を下しました。これらの判決を受けて、USPTO は、2016 年 11 月 7 日付で審査官向けの通達 (memorandum) を公表しました。以下、この通達について説明します。

【全 4 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。